所管部課		まちづくり部道路交通課		部上	部長 田辺 康弘		`		
件 名		専決処分の報告について(雨水排水用横断グレーチングの隙による人身事							
		故)		区分	\bigcirc	1審議事項		2報告事項	
関係事項	条例 規則	地方自治法第180条第2項							
	部課 機関								

1. 要 旨

令和4年4月5日(火)午後10時20分頃に、東大和市向原6丁目1201番3先の市道上において発生した人身事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。

(1) 事故の内容

上記の日時及び場所において、相手方が自転車で走行中、雨水排水用横断グレーチングに 生じていた3cm程度の隙に自転車のタイヤが嵌り、転倒したことにより受傷し、運転してい た自転車等にも損害が生じたものである。

損害賠償額の決定及び和解の内容については、損害賠償額として94,782円を市が相 手方に対して支払うものである。

(2) 影響及び効果

当該事故について、相手方との和解に関する必要な手続きが完了する。

2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)

令和4年 4月 5日(火) 事故発生

令和4年 9月26日(月) 専決処分

令和4年 9月26日(月) 示談締結

3. 留意事項(問題点等)

特になし

4. 主管部処理案(検討結果等)

- ・令和4年第1回市議会臨時会に、議案を提出したい。
- ・賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会「道路賠償責任保険」により全額補填される。

5. 審議結果

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。